明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

| | | |
|---|---|---|
| 改正前地共済法第百七条の四の見出し | 退職共済年金 | 旧職域加算退職給付 |
| 改正前地共済法第百七条の四第一項 | 退職共済年金 | 旧職域加算退職給付 |
| | 組合員期間の | 旧地共済施行日前期間の |
| | 組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間 | 旧地共済施行日前期間 |
| | あつた日 | あつたものとみなされる日 |
| 改正前地共済法第百七条の四第二項 | 障害共済年金 | 旧職域加算障害給付 |
| | 組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間 | 旧地共済施行日前期間 |
| | 組合員期間の | 旧地共済施行日前期間の |
| | あつた日 | あつたものとみなされる日 |
| | 組合員期間で | 旧地共済施行日前期間で |
| 改正前地共済法第百七条の七第一項 | 定めるときは、組合 | 定めるときであつて、改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求をしたときは、組合 |
| | 組合員期間 | 旧地共済施行日前期間 |
| | この条 | この条及び第百七条の十 |
| | を請求することができる | の請求があつたものとみなす |
| 改正前地共済法第百七条の七第一項ただし書 | をした | があつたものとみなされる |
| | 障害共済年金 | 旧職域加算障害給付 |
| 改正前地共済法第百七条の七第二項 | あつた | あつたものとみなされる |
| | 組合員期間 | 旧地共済施行日前期間 |
| | 当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた給料の額 | 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第二項に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。） |
| 改正前地共済法第百七条の七第三項 | あつた | あつたものとみなされる |
| | 組合員期間 | 旧地共済施行日前期間 |
| | 当該特定組合員及び被扶養配偶者の掛金の標準となつた期末手当等の額 | 改正後厚生年金保険法第七十八条の十四第三項に定める額（第三号厚生年金被保険者期間に係るものに限る。） |

| | | |
|---|---|---|
| 改正前地共済法第百七条の七第四項 | 組合員期間又は地方公共団体の長であつた期間 | 旧地共済施行日前期間 |
| 改正前地共済法第百七条の七第五項 | 退職共済年金 | 旧職域加算退職給付 |
| | あつた | あつたものとみなされる |
| 改正前地共済法第百七条の八の見出し | 退職共済年金 | 旧職域加算退職給付 |
| 改正前地共済法第百七条の八第一項 | 退職共済年金 | 旧職域加算退職給付 |
| | あつた | あつたものとみなされる |
| 改正前地共済法第百七条の八第二項 | 障害共済年金 | 旧職域加算障害給付 |
| 改正前地共済法第百七条の十第一項 | 第百五条第一項の規定による離婚特例の適用の請求 | 改正後厚生年金保険法第七十八条の二第一項の規定による標準報酬の改定又は決定の請求 |
| | 特定離婚特例の適用 | 特定期間に係る旧地共済施行日前期間の特定離婚特例の適用 |
| 改正前地共済法第百七条の十第一項ただし書 | 障害共済年金 | 旧職域加算障害給付 |
| 改正前地共済法第百七条の十第二項 | 組合員期間 | 旧地共済施行日前期間 |
| 改正前地共済法第百八条第二項 | 遺族共済年金 | 旧職域加算遺族給付 |
| 改正前地共済法第百八条第三項 | 障害共済年金 | 旧職域加算障害給付 |
| 改正前地共済法第百十一条第一項 | 組合員期間 | 旧地共済施行日前期間 |
| | 退職共済年金又は障害共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額 | 旧職域加算退職給付又は旧職域加算障害給付の額 |
| 改正前地共済法第百十一条第二項 | 遺族共済年金の額のうち第七十六条第二項の規定により支給の停止を行わないこととされる部分に相当する額 | 旧職域加算遺族給付の額 |
| | 遺族共済年金の受給権者 | 旧職域加算遺族給付の受給権者 |